

## 1. 目次

- ① 〔周知〕令和4年度「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」の募集【岐阜県】
- ② 〔周知〕「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の期限を延長【厚生労働省】

## 2. 内容

- ① 〔周知〕令和4年度「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」の募集【岐阜県】

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を促進するため、そうした方を正規雇用労働者として雇用する中小企業事業主に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」を支給します。(令和4年4月1日受付開始)

### (1) 支給額

1人当たり60万円

※3か月を超えて継続して雇用した場合に限る。

※1事業所当たり2人までとする。

(就職氷河期世代の場合は、1人当たり90万円)

※この奨励金において「就職氷河期世代」とは、生年月日が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間、かつ、前職が正規雇用労働者として雇用されていない者をいいます。

### (2) 対象労働者の要件

- ・令和2年1月27日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者であること。
- ・県内に住所を有する者であること。

### (3) 対象事業主の要件

- ・対象労働者を令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に、ハローワークからの紹介により正規雇用労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上)として雇用したこと。
- ・岐阜県税の滞納がないこと。
- ・対象労働者の主たる勤務地は、県内の事業所とすること。
- ・対象労働者を雇い入れた日の前日から起算して3か月前の日から6か月を経過する日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと。
- ・支給申請日の前日から起算して過去3年の間に、対象労働者を事業主の都合で解雇していないこと。

### (4) 申請受付

令和4年4月1日から申請受付開始(郵送に限る)

※「奨励金支給申請書」の提出期限は、対象労働者を雇い入れた日から30日以内(当日消印有効)です。

※予算の上限に達し次第、募集を終了します。

### (5) その他

本奨励金を受給することにより、国又は市町村の助成金の一部又は全部が受給できなくなる場合があります。

ます。

○関連サイト

岐阜県ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/211499.html>

○問合せ先

岐阜県 商工労働部 労働雇用課 電話 058-272-1111

② 〔周知〕「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の期限を延長

厚生労働省は、妊娠中の女性労働者に関する、以下①②の新型コロナウイルス感染症対策を延長します。

(1) 妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」

⇒2023年3月末まで適用期間を延長

(2) (1)の措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成金

- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
- ・両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）  
⇒「助成金の対象となる有給の休暇制度を事業主が整備・周知する期限」と「助成金の対象となる休暇の取得期限」を2023年3月末日まで延長（助成金の申請期限は2023年5月末日）。

○関連サイト（求人のお申し込みに関する詳細はこちら）

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

○問合せ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室 電話 058-245-1550

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、[rousei555@city.takayama.lg.jp](mailto:rousei555@city.takayama.lg.jp)あてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合

タイトル：【配信停止】

本文：事業所・団体名、氏名

